

この定款施行細則の例示は、神奈川県が法人運営について指導監査を行う際に、確認する事項を踏まえて作成したもので、『例示した事項と定款を見れば、新任の担当者でも基本的な法人運営の事務を行うことができる』ことを目的として作成しました。

このため、この例示は一つの参考例ですので、法人の判断で法令等に反しない範囲で追加・削除・変更を行ってください。また、作成の際は、各法人の定款や経理規程等との整合性を図ってくださるようご留意願います。

凡例：< >は、選択して規定する事項。

\_\_\_\_\_は、従たる事務所を設置している場合に規定する事項。

## 社会福祉法人 ○○○○ 定款施行細則

(令和6年1月版)

### 第1章 総則

(目的)

第1条 この定款施行細則は、社会福祉法人 ○○○○ (以下「法人」という。) が法令及び定款の定めに従って適切な法人運営を行うため、法人の運営管理及び業務に関し必要な事項を定めるものとする。

### 第2章 評議員選任・解任委員会

(評議員選任・解任委員会運営細則)

第2条 定款第○条に規定する評議員選任・解任委員会の運営については、別途定める評議員選任・解任委員会運営細則において定める。

### 第3章 評議員

(評議員の改選時期)

第3条 評議員の改選は、在任する評議員の任期満了前に行わなければならない。

(評議員の選任候補者の提案を行う場合の事前確認資料)

第4条 理事会が評議員の選任候補者の提案を行う場合には、当該提案を決議する理事会の開催前に、当該評議員の選任候補者として予定している者から次の資料を求めなければならない。



## 第4章 評議員会

(理事及び監事の出席等)

第9条 議題、議案を説明する理事は、評議員会に出席しなければならない。

- 2 監事は、評議員会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べることができる。
- 3 理事及び監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が評議員会の目的である事項に関しないものである場合その他正当な理由がある場合として厚生労働省令第2条の14に定める場合は、この限りではない。

(報告事項)

第10条 評議員会へ報告すべき事項は次のとおりとする。

- (1) 事業報告
- (2) 監督官庁が実施した検査又は調査の結果のうち、重要と認める事項（改善指示がある場合は、その改善状況）
- (3) その他、法令の定めに従い、理事及び監事が、評議員から報告を求められた事項

<会計監査人設置社会福祉法人の場合>

計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録については、社会福祉法第45条の31（会計監査人設置社会福祉法人の特則）の規定により、会計監査人の会計監査報告において無限定適正意見がある場合など社会福祉法施行規則第2条の39に定める要件を全て満たす場合には、定時評議員会の報告事項になります。

参考：法第45条の30第2項の規定により、通常は評議員会の承認が必要

定款施行細則第10条

- (1) 事業報告



- (1) 事業報告並びに社会福祉法第45条の31の規定に該当する場合には計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録

(評議員会の招集)

第11条 評議員会の招集は、次の招集事項について理事会の承認を得た上、それらの招集事項を記載した書面により招集日の1週間前までに通知するものとする。

注3 通知から開催日まで、中7日以上間隔を空ける必要があります。

- (1) 評議員会の日時及び場所
- (2) 評議員会の目的である事項（議題）
- (3) 評議員会の議案の概要

注4 議案とは、「〇〇に関する事」という事項にとどまらず、その具体的な内容をあらかじめ示して、各評議員に意見を求めることを意味しています。参考資料は必要に応じて添付します。

2 定時評議員会の招集に当たっては、前項の通知に、計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び事業報告並びに監査報告を添付するものとする。

注5 通知から開催日まで、中14日以上間隔を空ける必要があります。

☞ 法第45条の32 社会福祉法人は、計算書類を定時評議員会の日の2週間前の日から5年間、その主たる事務所に備え置かなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、評議員会は、評議員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

4 前項の規定により招集の通知を省略した場合は、評議員全員の同意があったことが客観的に確認できる書類を作成し、保存するものとする。

#### (評議員会の運営)

第12条 評議員会に議長を置き、議長は出席した評議員の中からその都度互選するものとする。

2 評議員会の決議（特別決議を除く。）に当たっては、原則として、議長は決議に加わらない。ただし、可否同数や賛成が過半数に満たない場合は、議長が決議に加わり議案を決するものとする。

3 評議員会の特別決議については、前項を適用しない。

注6 議長の議決権は1つであることに留意してください。

4 評議員会は、必要があるときは、職員等関係者の出席を求め、議案の内容等について説明させることができる。

#### (評議員会の決議事項及び決議要件)

第13条 定款第〇〇条に定める評議員会の決議事項及び決議要件の一覧は、別表1の1に記載のとおりとする。

#### (議事録)

第14条 評議員会の議事録には、次の事項を記載するものとする。

(1) 評議員会の日時及び場所

(2) 議事の経過の要領及びその結果

(3) 特別の利害関係を有する評議員の氏名

(4) 社会福祉法施行規則第2条の15第3項第4号に規定する監事の意見等

(5) 出席した評議員、理事又は監事の氏名

(6) 議長の氏名

(7) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

2 議長は、議事録の正確を期するため適当と認める職員に評議員会の議事の経過及び結果を記録させることができる。

3 作成した議事録は、次回の評議員会で各評議員に供覧するものとする。

- 4 議事録は、議案書、報告書並びにそれらの説明のための参考資料を添付して、評議員会の日から10年間主たる事務所に備え置くものとする。また、その写しを評議員会の日から5年間従たる事務所に備え置くものとする。 (\_\_\_\_部分は、従たる事務所を有する場合のみ)

(欠席者への報告)

第15条 理事長は、評議員会に欠席した評議員に対して議事の概要及び決議結果を記載した書面を評議員会終了後14日以内に送付するものとする。

## 第5章 役員

(役員の改選)

第16条 役員改選は、在任する理事及び監事の任期満了前に行わなければならない。

- 2 評議員会に対する役員選任候補者の提案は、理事会の決議により行うものとする。
- 3 監事の選任候補者の提案は、前項の手続きに加え、在任する監事の過半数の同意を得なければならない。
- 4 前項の同意があった旨は、第2項の決議を行った理事会議事録に記録するものとする。

(役員選任候補者の提案を行う場合の事前確認資料)

第17条 評議員会に役員選任候補者の提案を行う場合には、当該提案を決議する理事会の開催前に、当該役員選任候補者として予定している者から次の資料を求めなければならない。

- (1) 就任承諾書 ● 就任承諾書については、評議員に関する事項(第4条)を参照
- (2) 欠格事由の確認書
- (3) 暴力団等の反社会的勢力に属する者でないことの誓約書
- (4) 履歴書 ● 履歴書については、評議員に関する事項(第4条)を参照
- (5) その他役員兼職禁止、特殊関係者に該当しないことを確認するために必要な資料

※ (2)、(3)、(5)は、任意の様式でも可

- 2 前項の資料は、個人情報保護に留意して保管しなければならない。
- 3 前項の資料を徴した者のうち、役員(補欠を含む。)に選任されない者があった場合には、これらの資料を当該者に返却しなければならない。

(中途辞任)

第18条 役員は、やむを得ない事由により任期の途中で辞任しようとするときは、あらかじめ理事長に書面で届け出なければならない。

(役員解任)

第19条 役員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、当該役員を解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。



(5) その他必要事項

3 前項により理事会に示した事項を変更する場合は、事前に理事会の承認を得るものとする。

(利益相反取引等の報告)

第25条 理事が前条第1項に規定する取引をしたときは、その取引の重要な事実を、遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(報告事項)

第26条 理事会へ報告すべき法人の業務は次のとおりとする。

- (1) 理事長 <及び業務執行理事> の職務の執行の状況
- (2) 監督官庁が実施した検査又は調査の結果(改善指示がある場合は、その改善状況)
- (3) その他役員から報告を求められた事項

2 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会に報告することを要しない。ただし、理事長 <及び業務執行理事> による自己の職務の執行状況についての報告は、省略することができない。

(理事会の招集)

第27条 理事会の招集は、次の招集事項を記載した書面により招集日の1週間前までに各理事及び各監事に通知するものとする。

注7 通知から開催日まで、中7日以上間隔を空ける必要があります。

- (1) 理事会の日時及び場所
- (2) 議題

2 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

3 前項の規定により招集の通知を省略した場合は、理事及び監事の全員の同意があったことが客観的に確認できる書類を作成し、保存するものとする。

(理事会の運営)

第28条 理事会に議長を置き、議長は出席した理事の中からその都度互選するものとする。

2 理事会の決議(特別決議を除く。)に当たっては、原則として、議長は決議に加わらない。ただし、可否同数や賛成が過半数に満たない場合は、議長が決議に加わり議案を決するものとする。

3 理事会の特別決議については、前項を適用しない。

注8 議長の議決権は1つであることに留意してください。

4 理事会は、必要があるときは、職員等関係者の出席を求め、議案の内容等について説明させることができる。

(監事の出席)

第29条 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(議事録)

第30条 理事会の議事録には、次の事項を記載するものとする。

- (1) 理事会の日時及び場所
- (2) 社会福祉法施行規則第2条の17第3項第2号に定める方法で招集されたときは、その旨
- (3) 議事の経過の要領及びその結果
- (4) 特別の利害関係を有する理事の氏名
- (5) 社会福祉法施行規則第2条の17第3項第5号に規定する意見又は発言の概要
- (6) 出席した理事及び監事の氏名
- (7) 議長の氏名
- (8) 議事録を作成した理事の氏名（決議を省略した場合）

2 議長は、議事録の正確を期するため適当と認める職員に理事会の議事の経過及び結果を記録させることができる。

3 作成した議事録は、次回の理事会で各理事及び各監事に供覧するものとする。

4 議事録は、議案書、報告書並びにそれらの説明のための参考資料を添付して、理事会の日から10年間主たる事務所に備え置くものとする。また、その写しを理事会の日から5年間従たる事務所に備え置くものとする。  
(          部分は、従たる事務所を有する場合のみ)

(欠席者への報告)

第31条 理事長は、理事会に欠席した理事及び監事に対して議事の概要及び決議結果を記載した書面を理事会終了後14日以内に送付するものとする。

## 第7章 決算・監査

(資料の作成)

第32条 理事長は、会計年度終了後1月（※：法人の状況に応じて変更のこと）以内に計算書類（貸借対照表及び収支計算書）、事業報告及びこれらの附属明細書並びに財産目録を作成し、監事に提供するものとする。

(監事の監査)

第33条 監事は、前条の資料を受領した日から4週間以内に、監査を実施し、理事長に対し、監査報告の内容を通知しなければならない。

(監査報告の内容)

第34条 前条の監査報告の内容は、次のとおりとする。



(会計監査人の会計監査)

第33条 会計監査人は、前条第1項の資料を受領した日から4週間以内に、理事長及び監事に対し、法令に基づく会計監査報告の内容を通知するものとする。

(監事の監査)

第34条 監事は、前条の会計監査報告を受領した日から1週間以内に監査を実施し、理事長及び会計監査人に対し、監査報告の内容を通知しなければならない。

(監査報告の内容)

第35条 前条の監査報告の内容は、次のとおりとする。

- (1) 監査の日時及び場所
- (2) 監査の方法及びその内容
- (3) 会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないとしたときは、その旨及びその理由
- (4) 重要な後発事象（会計監査報告の内容となっているものを除く。）
- (5) 会計監査人の職務の執行が適正に実施されることを確保するための体制に関する事項
- (6) 事業報告及びその附属明細書が法令又は定款に従い当該社会福祉法人の状況を正しく示しているかどうかについての意見
- (7) 理事の職務の執行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があったときは、その事実
- (8) 監査のために必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由
- (9) 社会福祉法人の業務の適正を確保するために必要な体制の整備（内部管理体制の整備）がある場合において、当該事項の内容が相当でないとしたときは、その旨及びその理由
- (10) 監査報告を作成した日

(調査及び差止め請求)

第36条 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類等を調査するものとする。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告しなければならない。

2 監事は、理事が本法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって本法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(理事会への報告)

第37条 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。

(備え置き)

第38条 第32条各項の資料及び監査報告は、理事会の承認を受け、定時評議員会の2週間前の日から5年間主たる事務所に備え置くものとする。また、その写しを定時評議員会の2週間前の日から3年間従たる事務所に備え置くものとする。

(          部分は、従たる事務所を有する場合のみ)

※ 以下、1条ずつ繰り下げてください。

## 第8章 事務の専決

(事務の専決)

第38条 定款第〇〇条の定める理事長の専決事項 <及び定款第〇〇条に定める業務執行理事の専決事項> は、別表3のとおりとする。

2 理事長 <及び業務執行理事> の専決事項については、その一部を施設長の専決事項とすることができる。

(専決の報告)

第39条 理事長 <及び業務執行理事> が専決を行った事項のうち、その内容が重要であると認められる事項については、理事長 <及び業務執行理事> の自己の職務の執行の状況の報告の中で理事会に報告しなければならない。

※この報告は、理事会を開催して報告しなければなりません。☞ 一般法人法第98条第2項参照

2 <業務執行理事又は> 施設長が専決を行った事項のうち、その内容が重要であると認められる事項については、速やかに理事長に報告しなければならない。

## 第9章 その他

(秘密の保持)

第40条 本法人の評議員選任・解任委員、評議員、役員（以下「役員等」という。）及び役員等であった者は、業務上知り得た情報の内容を第三者に漏洩し、又は不当な目的のために利用してはならない。

(改正)

第41条 この細則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この細則は、令和 年 月 日から施行する

第12条第2項（評議員会の運営）及び第28条第2項（理事会の運営）中の「可否同数や賛成が過半数に満たない場合」とは、次の場合を想定しています。

評議員7名中6名出席、理事6名中6名出席の場合の特別決議ではない場合で、

- ・議長は、とりあえず、議決権を保留する
- ・採決の結果、賛成3、反対2となった
- ・「可否同数ではないので、議長の議決権は行使されない」とすると
  - 議長の議決権が行使されないことになる
  - 賛成3では、過半数（4）を満たさないので、このままでは可否を定めることができない状況になるとの問題が生じることとなる
- ・このため、可否同数でなくとも、議長が議決権を行使できるようにする必要があり、議長が議決権を行使した結果
  - 賛成4となれば ☛ 議案は承認
  - 賛成3、反対3の可否同数となれば ☛ 議案は承認されない

目的は、議長の議決権について、次の点を確認していただくことです。

- ① 議決権の行使を保留したとしても、その権利は保障しなければならない
- ② 議決権は、1つであり、2つ行使することはできない

## 評議員会決議事項及び決議要件一覧

内 容		根 拠 (社会福祉法・定款等)	議 決 数	
			過半数	議決にかつる ことができる 評議員の 三分の二
関 わ る 運 営 に 関 する 事 項	定款の変更	法第四十五条の三十六第一項 定款第〇〇条第〇号 定款第〇〇条第〇項第〇号		○ (法45条9第7項の3)
	法人の解散	法第四十六条第一項第一号		○ (法45条9第7項の4)
	吸収合併契約の承認	法第五十二条 法第五十四条の二		○ (法45条9第7項の5)
	新設合併の承認	法第五十四条の八		○ (法45条9第7項の5)
	臨機の措置、公益事業及び収益事業の運営に関する事項	【租税特別措置法対応定款の場合】	【○】	
(報 酬 基 準 の 選 任 に 関 する 事 項)	理事及び監事の選任	法第四十三条第一項 定款第〇〇条第〇号	○	
	監事の解任	法第四十五条の四第一項 定款第〇〇条第〇号 定款第〇〇条第〇項第〇号		○ (法45条9第7項の1)
	理事の解任	法第四十五条の四第一項 定款第〇〇条第〇号	○	
	理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準の承認	法第四十五条の三十五第二項 定款第〇〇条第〇号	○	
	理事の報酬等の額	法第四十五条の十六第四項準用 一般法人法八十九条 定款第〇〇条第〇号	○	
	監事の報酬等の額	法第四十五条の十八第三項準用 一般法人法百五条 定款第〇〇条第〇号	○	
事 務 に 関 する 事 項	各会計年度に係る計算書類(貸借対照表及び収支計算書)、財産目録の承認	法第四十五条の三十二第二項 定款第〇〇条第〇号 定款第〇〇条第〇項	○	
	事業計画書及び収支予算書の承認	【租税特別措置法対応定款の場合】	【○】	
	基本財産の処分(担保提供を含む)	定款第〇〇条	○	
	残余財産の処分	定款第〇〇条	○	
そ の 他	社会福祉充実計画の承認	法第五十五条の二第七項 定款第〇〇条第〇号	○	
	役員等の責任の免除 (すべての免除)	法第四十五条の二十二の二準用 一般法人法百十二条	×	×
	役員等の責任の免除 (一部の免除)	法第四十五条の二十二の二準用 一般法人法百十三条		○ (法45条9第7項の2)
	その他評議員会で決議するものとして法令又は定款で定められた事項		○	

## 理事会決議事項及び決議要件一覧

内 容	根 拠 (社会福祉法・定款等)	議 決 数		
		過半数	理事総数の 三分の二	
法人運営に関わる事項	法人の業務執行の決定	法第四十五条の十三第二項第一号 定款第〇〇条第〇号	○	
	評議員会の日時及び場所、目的である事項、議案の概要の決定	法第四十五条の九第十項準用 一般法人法第八十一条第一項	○	
	評議員会の招集	定款第〇〇条第〇項	○	
	理事会の招集権者とする理事の決定	法第四十五条の十四第一項	○	
	定款の施行についての細則の決定	定款第〇〇条	○	
	従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止	法第四十五の十三第四項第四号	○	
	内部管理体制の整備	法第四十五の十三第四項第五号	○	
	競業及び利益相反取引の制限	法第四十五条の一六第四項準用 一般法人法第八十四条第一項	○	
	臨機の措置、公益事業及び収益事業の運営に関する事項	定款第〇〇条		○
役員等の選任・解任等に関する事項	理事長及び業務執行理事の選定・解職	法第四十五条の十三第二項第三号 定款第〇〇条第〇号	○	
	施設長等の重要な役割を担う職員の選任及び解任	法第四十五条の十三第四項第三号 定款第〇〇条第〇項	○	
財務に関する事項	重要な財産の処分及び譲受	法第四十五条の十三第四項第一号	○	
	多額の借財	法第四十五条の十三第四項第二号	○	
	事業計画書及び収支予算書の承認	定款第〇〇条第〇項 【租税特別措置法対応定款の場合】	○	【○】
	事業報告及び決算の承認	法第四十五条の二十八第三項 定款第〇〇条第〇項	○	
	基本財産の処分(担保提供を含む)	定款第〇〇条 【租税特別措置法対応定款の場合】	○	【○】
	資産の管理	定款第〇〇条	○	
	会計処理の基準の決定	定款第〇〇条	○	

内 容		根 拠 (社会福祉法・定款等)	議 決 数	
			過半数	理事総数の 三分の二
その他	社会福祉法第四十五条の二十二の二に規定する責任の免除	法第四十五条の二十二の二準用 一般法人法百十四条	○	
	その他理事会で決議するものとして法令又は定款で定められた事項		○	
	その他重要な業務執行に関する事項及び事務事業の執行に必要な基本的な規定の制定及び改廃		○	

<別表 3>

**I 理事長専決事項**

- 1 「施設長の任免その他重要な人事」を除く職員（非常勤職員を含む。）の任免に関する事
- 2 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの(法人運営に重大な影響があるものを除く)
- 3 設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの
- 4 運転資金の借入れに係る契約であって、年間の借入総額が理事会で承認された限度額の範囲内のもの
- 5 工事の請負については、予算に計上された1件の予算執行額が△△万円以上〇〇〇万円未満の契約、給食材料・物品等の購入については、△△万円以上〇〇〇万円未満の契約を締結すること

注9 金額の設定については、単にモデル経理規程で示している「随意契約が可能な金額」を設定するのではなく、法人の実情を踏まえて、理事会として理事長に委任する金額をどのように設定したのか、その理由を理事会で説明する（＝法人として理事長の権限が適切である旨を外部に対して説明する等）必要があると考えます。

- 6 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出で予算計上されていない1件〇〇〇万円未満のもの

注10 経理規程では、「予算に変更事由が生じた場合には、補正予算を作成する」とあるのが一般的なので、金額の設定は、補正予算との結び付けが必要です。

- 7 その他財産(土地、建物及び補助事業により取得した設備を除く)のうち、損傷その他の理由により、不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる取得価格が1件〇〇〇万円未満のもの処分にすること。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
- 8 予算上の予備費の支出
- 9 寄附金の受入れに関する決定(法人運営に重大な影響があるものを除く)
- 10 役員及び施設長の出張命令及び復命に関する事
- 11 施設長の服務に関する諸願いの許可又は承認に関する事
- 12 職員の昇給・昇格に関する事
- 13 △△万円以上〇〇万円未満の施設・設備の修理、保守管理の契約に関する事
- 14 行政官庁からの照会に関する事(定例又は軽易な事項を除く)

**II 業務執行理事専決事項**（必要に応じて定める）

- 1
- 2
- 3
- 4

**III 施設長専決事項**

- 1 所属職員の職務分担、勤務体制及び福利厚生に関する事
- 2 所属職員の出張命令及び復命に関する事
- 3 所属職員の時間外命令及び休日勤務命令に関する事
- 4 所属職員の服務に関する諸願いの許可又は承認に関する事
- 5 所属職員の扶養手当、通勤手当及び住宅手当の認定及び支給額の決定に関する事

- 6 収入(寄附金を除く)事務に関すること
- 7 人件費及び厚生経費に関する予算の執行並びにその他の科目で1件の予算執行額が△△万円未満の契約を締結すること
- 8 ○○サービスに係る利用契約
- 9 入所者・利用者の預かり金の日常管理に関すること
- 10 入所者・利用者の日常の処遇に関すること
- 11 各種証明書の交付に関すること
- 12 行政官庁からの照会に関すること(定例又は軽易な事項に限る)
- 13 その他定例又は軽易な事項

注 11 理事長専決事項の各項目の△△の金額は、施設長専決事項の△△の金額と一致させてください。  
一致しない場合は、2者の連続性がなくなり、不都合が生じることになります。  
(業務執行理事の業務を定めた場合は、3者の連続性に留意してください。)